

第2次枚方市空家等対策実行計画（第2期）

令和7年3月策定

枚方市 都市整備部 住宅まちづくり課



目 次

実行計画の概要

1. はじめに	1
2. 位置づけ	1
3. 実行計画の期間	1

実行計画の取り組み

取り組み一覧	2
①啓発事業	3
②管理活用促進事業	6
全事業共通項目	11

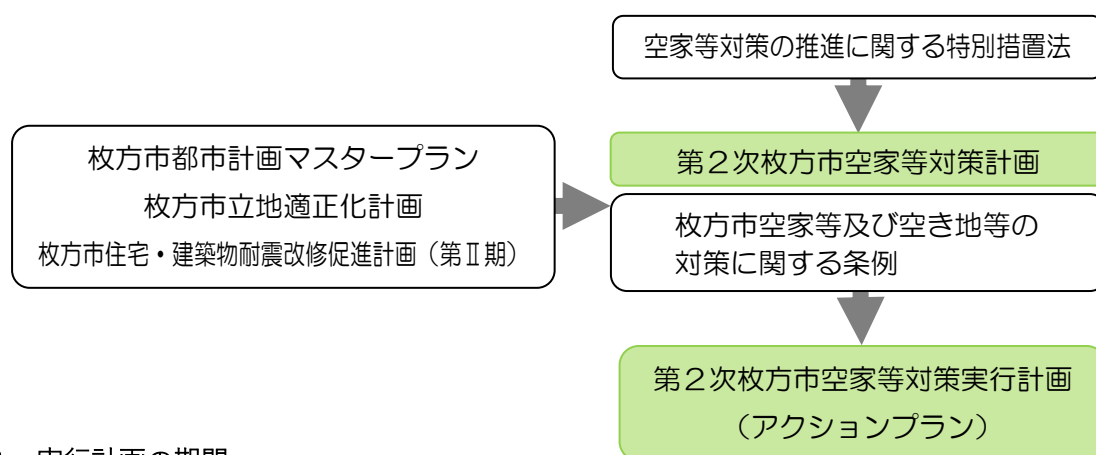
1. はじめに

全国的に人口の減少や核家族化の進行などにより、空き家・空き地が増加し、多くの問題が生じていることから、平成 27 年 5 月に「空き家等対策の推進に関する特別措置法」が全面施行され、本市でも、枚方市空き家等対策協議会を平成 27 年 11 月に設置、枚方市空き家等及び空き地等の対策に関する条例を平成 29 年 4 月に施行、枚方市空き家等対策計画を平成 29 年 12 月に策定し、取り組んできました。さらに積極的に取り組むため、次期計画となる第 2 次枚方市空き家等対策計画を令和 4 年 1 月に策定、また令和 5 年 12 月の「空き家等対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律」の施行に伴い、令和 7 年 3 月に空き家等対策計画を改定しました。

本計画は、改定した第 2 次枚方市空き家等対策計画で掲げた対策を適切に実施していけるよう、具体的な施策の内容や時期を定め、予算や事業の基礎としていくものです。

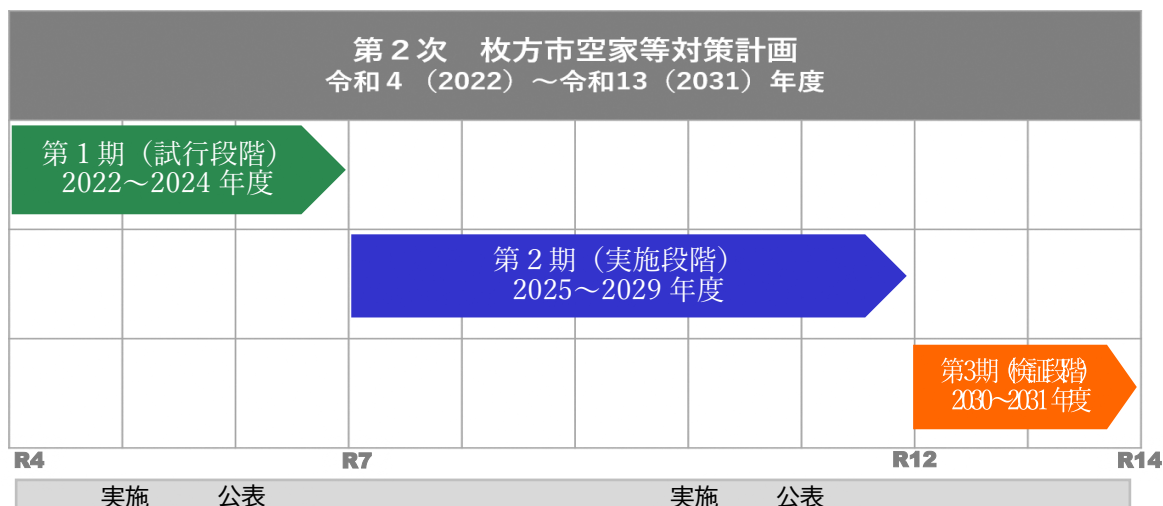
2. 位置づけ

本計画は上位計画である「第 2 次枚方市空き家等対策計画」を踏まえ、早期に実施予定の対策をどのように実施していくか、時期及び方向性について示すものです。



3. 実行計画の期間

第 2 次枚方市空き家等対策計画では、計画期間を令和 4（2022）年度から、令和 13（2031）年度までの 10 年間としており、本計画に基づく施策を進める際に、目標に対する進捗状況を確認するため、計画期間を 3 期にわけ、アクションプランを定めます。



第 2 次空家等対策計画			第 2 期実行計画	
基本方針	施策の方向性	施策の内容	取組名	アクションプラン
(1) 空家等・空き地等の発生 の未然防止と所有者等による 管理の促進	(1－1) 啓発や情報提供	適正管理や各種支援制度に関するパンフレットの作成・配布	①－1) パンフレット等による空家等の適正管理・支援制度の周知・啓発	① 啓発事業
		納税通知書を活用した土地・建物の所有者等に対する適正管理等の情報提供	①－2) 納税通知書を活用した土地・建物の所有者等への情報提供	
		専門家団体等と連携したセミナーや相談会の開催	①－3) セミナー等による市民への空き家対策の周知・啓発	
		市ホームページや広報誌・SNSなどを活用した施策や制度などの情報の発信		
		出前講座・市関連イベントへの出展	①－4) 出前講座・市関連イベント等への出展	
	(1－2) 建物の良質化や長寿命化の促進	木造住宅の耐震化への支援	②－1) 木造住宅の耐震化への支援	② 管理活用促進事業
高齢者や障害者が居住する住宅のバリアフリー化への支援		②－2) 高齢者や障害者が居住する住宅のバリアフリー化への支援		
(2) 空家等・空き地等の活用	(2－1) 空家等・空き地等の情報の集約	空家等・空き地等についての緊急連絡先の把握	②－3) 空家等・空き地等についての緊急連絡先の把握	
		市の関連部署及び地域住民等との連携による空家等・空き地等に関連する情報の収集及び情報のデータベース化	②－4) 空家等・空き地等に関連する情報の収集及び情報のデータベース化	
		地域ごとの空家等・空き地等の動向の把握と課題の抽出	②－5) 地域や専門家団体等と連携した空き家問題の解消	
	空家等・空き地等の所有者等とまちづくりや地域の活性化、公共的課題の解決に取り組む団体・グループ等とのマッチング			
	(2－2) 空家等・空き地等の活用の仕組みづくり	国等の取り組みとの連携の検討	②－6) 空き家活用に係る補助制度の展開	
		専門家団体等との連携により空家等・空き地等の所有者等や利用希望者を支援	②－7) 専門家団体等との連携	
		空き家対策の担い手の育成強化	②－8) 空き家対策の担い手育成	
		(3) 地域特性に合わせた管理 不良な空家等・空き地等の 解消の促進	(3－1) 地域特性に合わせた空家等・空き地等の適正管理に関する支援	
(3－2) 管理不全空家等・管理不全空き地等の所有者等を対象とした取り組み	②－9) 耐震性不足の住宅の除却支援			
(3－3) 特定空家等・特定空き地等の所有者等を対象とした取り組み	②－10) 管理不全空家等・管理不全空き地等の所有者等を対象とした取り組み			
(4) 市民等からの相談体制の 整備	(4－1) 市民等からの空家等・空き地等に関する相談体制の整備	必要に応じて認定・措置・緊急安全措置を実施	②－11) 特定空家等・特定空き地等の所有者等を対象とした取り組み	
		庁内組織との連携体制の整備	庁内及び外部組織との連携体制の整備	
	外部組織との連携体制の整備	全事業共通項目		

第2期事業① 啓発事業

空き家・空き地等が管理不全に陥ることを未然に防止するためには、適正な管理や耐震改修等による建物の長寿命化が有効である。そのため、チラシやパンフレット、広報媒体を用いて情報発信し、所有者等の管理意識の向上を図るとともに、空き家対策に関するセミナー等を通じて空き家等に関する知識や意識の醸成を図る。

..... 実施する取り組み

- | | | | |
|-----|-------------------------------|-----|-------------------------|
| ①-1 | パンフレット等による空家等の適正管理・支援制度の周知・啓発 | ①-3 | セミナー等による市民への空き家対策の周知・啓発 |
| ①-2 | 納税通知書を活用した土地・建物の所有者等への情報提供 | ①-4 | 出前講座・市関連イベント等への出展 |

.....

取り組み指標	R7	R8	R9	R10	R11
パンフレット等による啓発件数	140 件	140 件	140 件	140 件	140 件
旧耐震基準の木造住宅への耐震化の啓発件数	500 件	500 件	500 件	500 件	500 件
セミナーへの参加により空き家への関心・理解が深まった人の割合	60%	60%	60%	60%	60%

①－１

基本方針	空家等・空き地等の発生の未然防止と所有者等による管理の促進	実施主体	市民・市民団体	事業者	行政
施策の方向性	啓発や情報提供				
取組名	パンフレット等による空家等の適正管理・支援制度の周知・啓発				○
概要	空き家管理に関する総合的なパンフレットの配布を行い、空き家管理の重要性について周知・啓発する。また、空き家の活用や耐震改修の補助制度等についても同様にパンフレットを作成し、制度の利用を促進する。				

<事業計画>

担当	項目	第２期 アクションプラン				
		2025 (R7)	2026 (R8)	2027 (R9)	2028 (R10)	2029 (R11)
住宅まちづくり課	調査・検討		内容の検討	内容の検討	内容の検討	内容の検討
	実施	配布	配布	配布	配布	配布

①－２

基本方針	空家等・空き地等の発生の未然防止と所有者等による管理の促進	実施主体	市民・市民団体	事業者	行政
施策の方向性	啓発や情報提供				
取組名	納税通知書を活用した土地・建物の所有者等への情報提供				○
概要	納税通知書に空き家の管理活用に係るチラシを同封し、固定資産所有者へ啓発を行う。				

<事業計画>

担当	項目	第２期 アクションプラン				
		2025 (R7)	2026 (R8)	2027 (R9)	2028 (R10)	2029 (R11)
住宅まちづくり課 (資産税課)	調査・検討		内容の検討	内容の検討	内容の検討	内容の検討
	実施	配布	配布	配布	配布	配布

①－３

基本方針	空家等・空き地等の発生の未然防止と所有者等による管理の促進	実施主体	市民・市民団体	事業者	行政
施策の方向性	啓発や情報提供				○
取組名	セミナー等による市民への空き家対策の周知・啓発				
概要	セミナーや相談会等を実施することにより、空き家対策に関する周知啓発を行う。また、空き家に係る情報や制度等について、最適な広報媒体（市ホームページ、広報誌、SNS等）を活用することで、効果的な情報発信を行う。				

<事業計画>

担当	項目	第２期 アクションプラン				
		2025 (R7)	2026 (R8)	2027 (R9)	2028 (R10)	2029 (R11)
住宅まちづくり課	調査・検討	内容の検討	内容の検討	内容の検討	内容の検討	内容の検討
	実施	実施	実施	実施	実施	実施

①－４

基本方針	空家等・空き地等の発生の未然防止と所有者等による管理の促進	実施主体	市民・市民団体	事業者	行政
施策の方向性	啓発や情報提供				
取組名	出前講座・市関連イベント等への出展				○
概要	地域等からの希望に応じて空き家対策に関する出前講座を開催することで、参加者の知識向上や意識醸成を図る。市主催イベント等への出展を通して、空き家に係る啓発や活用補助制度の周知を行う。				

<事業計画>

担当	項目	第２期 アクションプラン				
		2025 (R7)	2026 (R8)	2027 (R9)	2028 (R10)	2029 (R11)
住宅まちづくり課	調査・検討	内容の精査・見直し				
	実施	出前講座の実施				
		イベントへの出展				

第2期事業② 管理活用促進事業

空家等の発生やその管理状態は、地域住民がいち早く情報を把握できることから、行政から積極的にそれらの情報収集を行い、解消につなげる能動的な取り組みを継続して実施する。加えて、所有者等に空家等の活用希望があった際には専門家団体等と連携し、流通促進や利活用につなげるとともに、住宅の除却・改修費用の支援を引き続き実施する。また、市として重点的に空家等の活用を図る区域の設定が必要となった場合は、空家等活用促進区域の指定も含めた様々な対応策の検討を行う

..... 実施する取り組み

- | | | | |
|-----|--------------------------------|------|---------------------------------|
| ②-1 | 木造住宅の耐震化への支援 | ②-7 | 専門家団体等との連携 |
| ②-2 | 高齢者や障害者が居住する住宅のバリアフリー化への支援 | ②-8 | 空き家対策の担い手育成 |
| ②-3 | 空家等・空き地等についての緊急連絡先の把握 | ②-9 | 耐震性不足の住宅の除却支援 |
| ②-4 | 空家等・空き地等に関連する情報の収集及び情報のデータベース化 | ②-10 | 管理不全空家等・管理不全空き地等の所有者等を対象とした取り組み |
| ②-5 | 地域や専門家団体等と連携した空き家問題の解消 | ②-11 | 特定空家等・特定空き地等の所有者等を対象とした取り組み |
| ②-6 | 空き家活用に係る補助制度の展開 | | |

取り組み指標	R7	R8	R9	R10	R11
緊急連絡先の把握(おくやみコーナー) (累計)	50 件	100 件	150 件	200 件	250 件
制度利用等により解消した空き家数 (累計)	80 件	160 件	240 件	320 件	400 件
専門家団体等とのマッチング件数 (累計)	10 件	20 件	30 件	40 件	50 件
新たに連携した専門家団体等の数 (累計)	1 件	2 件	3 件	4 件	5 件
担い手の育成人数 (累計)	10 人	20 人	30 人	40 人	50 人
耐震化補助制度を活用し改修・除却 された木造住宅等の件数 (累計)	50 件	100 件	150 件	200 件	250 件
指導等により問題解決した空家等・ 空き地等の件数 (累計)	180 件	360 件	540 件	720 件	900 件

②-1

基本方針	空家等・空き地等の発生の未然防止と所有者等による管理の促進	実施主体	市民・市民団体	事業者	行政
施策の方向性	建物の良質化や長寿命化の促進				
取組名	木造住宅の耐震化への支援				○
概要	空き家の解消に寄与できるよう、旧耐震基準の木造住宅の耐震改修に関する補助制度を実施する。				

<事業計画>

担当	項目	第2期 アクションプラン				
		2025 (R7)	2026 (R8)	2027 (R9)	2028 (R10)	2029 (R11)
住宅まちづくり課	調査・検討	必要に応じ補助制度の検討・見直し				
		第Ⅲ期耐震改修促進計画の検討・策定 第Ⅲ期耐震改修促進計画の推進				
	実施	耐震改修補助				

②-2

基本方針	空家等・空き地等の発生の未然防止と所有者等による管理の促進	実施主体	市民・市民団体	事業者	行政
施策の方向性	建物の良質化や長寿命化の促進				
取組名	高齢者や障害者が居住する住宅のバリアフリー化への支援				○
概要	高齢者や障害者が現在の住宅で継続的に居住するための住宅の機能向上・改修に対して支援を実施する。				

<事業計画>

担当	項目	第2期 アクションプラン				
		2025 (R7)	2026 (R8)	2027 (R9)	2028 (R10)	2029 (R11)
介護認定給付課 障害支援課	調査・検討					
	実施	支援の実施				

②-3

基本方針	空家等・空き地等の活用	実施主体	市民・市民団体	事業者	行政
施策の方向性	空家等・空き地等の情報の集約				
取組名	空家等・空き地等についての緊急連絡先の把握				○
概要	おくやみコーナーへの届出の際、空き家・空き地等の管理者に緊急連絡先の提出を求めるとともに、市民等から相談のあった空き家・空き地等について、その所有者等の連絡先の把握に努める。				

<事業計画>

担当	項目	第2期 アクションプラン				
		2025 (R7)	2026 (R8)	2027 (R9)	2028 (R10)	2029 (R11)
住宅まちづくり課	調査・検討	届出のあった空き家・空き地等の動向調査および管理者の意向調査				
	実施	おくやみコーナーへの届出の受付				
		空き家・空き地等の所有者等の連絡先の把握				

②-4

基本方針	空家等・空き地等の活用	実施主体	市民・市民団体	事業者	行政
施策の方向性	空家等・空き地等の情報の集約				
取組名	空家等・空き地等に関連する情報の収集及び情報のデータベース化				○
概要	おくやみコーナーへの届出や市民等から相談のあった空き家・空き地等の情報を記録するとともに、空き家・空き地対策に適切なデータベースの整備について検討を行う。				

<事業計画>

担当	項目	第2期 アクションプラン				
		2025 (R7)	2026 (R8)	2027 (R9)	2028 (R10)	2029 (R11)
住宅まちづくり課	調査・検討	データベース整備の検討				
	実施	おくやみコーナーへの届出及び相談のあった空き家・空き地等の情報の記録				

②-5

基本方針	空家等・空き地等の活用	実施主体	市民・市民団体	事業者	行政
施策の方向性	空家等・空き地等の情報の集約 ／空家等・空き地等の活用の仕組みづくり		○	○	○
取組名	地域や専門家団体等と連携した空き家問題の解消				
概要	地域や専門家団体等と連携し、地域にある空き家や空き地等について実態把握を行い、地域の特性や課題を踏まえた空家等・空き地等対策について検討し、課題の解消につなげていく。				

<事業計画>

担当	項目	第2期 アクションプラン				
		R7	R8	R9	R10	R11
住宅まちづくり課	調査・検討	地域特性・課題を踏まえた空き家・空き地等対策の検討				
	実施	第1期事業 継続実施	課題整理 スキーム構築	実施		

②-6

基本方針	空家等・空き地等の活用	実施主体	市民・市民団体	事業者	行政
施策の方向性	空家等・空き地等の活用の仕組みづくり				
取組名	空き家活用に係る補助制度の展開				○
概要	既存の補助制度を継続するとともに、利用拡大のため必要に応じて制度内容の改善・拡充の検討を行う。また、国費等の活用を含めた新たな補助制度について検討を行う。				

<事業計画>

担当	項目	第2期 アクションプラン				
		2025 (R7)	2026 (R8)	2027 (R9)	2028 (R10)	2029 (R11)
住宅まちづくり課	調査・検討	必要に応じ既存制度の改善・拡充を検討				
	実施	新たな補助制度の検討				

②－７

基本方針	空家等・空き地等の活用	実施主体	市民・市民団体	事業者	行政
施策の方向性	空家等・空き地等の活用の仕組みづくり				
取組名	専門家団体等との連携			○	○
概要	空き家の所有者や利活用希望者等への支援を充実させるため、空き家に関する専門家団体等と連携を図る。また、必要に応じて空家等管理活用支援法人の指定について検討を行う。				

<事業計画>

担当	項目	第２期 アクションプラン				
		2025 (R7)	2026 (R8)	2027 (R9)	2028 (R10)	2029 (R11)
住宅まちづくり課	調査・検討	新規団体連携の検討				
		各団体と連携した取り組みの検討				
		空家等管理活用支援法人指定の検討				
	実施	実施				

②－８

基本方針	空家等・空き地等の活用	実施主体	市民・市民団体	事業者	行政
施策の方向性	空家等・空き地等の活用の仕組みづくり		○	○	○
取組名	空き家対策の担い手育成				
概要	多様な主体と連携を図りながら空き家等に関する知識の普及・啓発等を行うことにより、空き家問題で困っている人に助言や適切な相談窓口への橋渡しすることができるような人材の育成に取り組む。				

<事業計画>

担当	項目	第２期 アクションプラン				
		2025 (R7)	2026 (R8)	2027 (R9)	2028 (R10)	2029 (R11)
住宅まちづくり課	調査・検討	検証	検証	検証	検証	効果検証
	実施	実施				

②－９

基本方針	地域特性に合わせた管理不良な空家等・空き地等の解消の促進	実施主体	市民・市民団体	事業者	行政
施策の方向性	地域特性に合わせた空家等・空き地等の適正管理に関する支援				
取組名	耐震性不足の住宅の除却支援				○
概要	旧耐震基準の住宅の除却に関する補助制度を継続し、耐震性の不足する住宅の解消に取り組む。				

<事業計画>

担当	項目	第２期 アクションプラン				
		2025 (R7)	2026 (R8)	2027 (R9)	2028 (R10)	2029 (R11)
住宅まちづくり課	調査・検討	必要に応じ補助制度の検討・見直し				
		第Ⅲ期耐震改修促進計画の検討・策定				
	実施	除却補助				

②－１０

基本方針	地域特性に合わせ・管理不良な空家等・空き地等の解消の促進	実施 主体	市民・市民団体	事業者	行政
施策の方向性	管理不全空家等・管理不全空き地等の所有者等を対象とした取り組み				
取組名	管理不全空家等・管理不全空き地等の所有者等を対象とした取り組み				○
概要	管理不全空家等・管理不全空き地等に対し適正に措置を行う。				

<事業計画>

担当	項目	第２期 アクションプラン				
		2025 (R7)	2026 (R8)	2027 (R9)	2028 (R10)	2029 (R11)
住宅まちづくり課	調査・検討	通報に基づくパトロールの実施				
	実施	必要に応じて措置を実施				

②－１１

基本方針	地域特性に合わせた管理不良な空家等・空き地等の解消の促進	実施主体	市民・市民団体	事業者	行政
施策の方向性	特定空家等・特定空き地等の所有者等を対象とした取り組み				
取組名	特定空家等・特定空き地等の所有者等を対象とした取り組み				○
概要	特定空家等・特定空き地等に対し適正に措置を行う。				

<事業計画>

担当	項目	第２期 アクションプラン				
		2025 (R7)	2026 (R8)	2027 (R9)	2028 (R10)	2029 (R11)
住宅まちづくり課	調査・検討	通報に基づくパトロールの実施				
	実施	必要に応じて措置を実施				

第 2 期事業 全事業共通項目

庁内及び外部組織との連携体制の整備

市民等からの空き家等に関する相談等を適正かつ円滑に解決に繋げるためには、多様な空き家の問題に対応できる体制整備が不可欠。そのためには、税や福祉等の視点を踏まえた対策や、法律や不動産等の専門分野からのアプローチが必要となることから、庁内及び外部の専門家団体等と緊密に連携することで総合的かつ効果的な空き家対策に取り組む。なお、庁内及び外部組織との連携体制の整備は全事業に共通する項目であることから、状況に応じて適切に連携することとし、本項目は事業や取り組みとしての設定は行わない。

